

1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をめたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公定地点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前掲となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定をふまえて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は既設基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がなくまでい定であることに留意してください。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 公表年月日 令和元年5月31日

(3) 公表する河川 千種川水系高瀬川、加東川、加東川取水路、新川、長谷川、矢野川、小河川、能下川、柳川、高田川、安室川、泉ヶ原川、鞍谷川、大富川、梅谷川、杉尾川、カチシ川、岩木川、細野川、秋野川、大日山川、郡山川、坂山川、大畑川、細井川、家谷川、山田川、江川、西内川(佐用川支川)、淀川、未包川、金谷川、長谷川(佐用川支川)、庵川、池谷川(佐用川支川)、東谷川、池谷川、大下り川、笠谷川、角尾川、本郷川、鎌倉川、鎌ノ尾川、長谷川(佐用川支川)、二ノ谷川、中ノ下川、大谷川、木谷川、長谷川、佐野川、志文川支川、西山川、岩野川、河内川、西内川(千種川上流)(公表県民局：西播磨県民局)

(4) その他図示する河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川

(5) 関係市町 相生市、赤穂市、上郡町、住吉町、たつの市、兵庫県

(6) その他の訂正条件等

(7) この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で洪水・越水・破堤した場合の洪水浸水想定区域を算定しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が洪水・越水・破堤した場合の浸水想定区域については、(2)この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区域においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区域においては浸水させるときに氾濫計算結果を基に作成したものです。

(8) 氾濫計算は対象区域を20mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザ測高より求めた平均地形高を使用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。

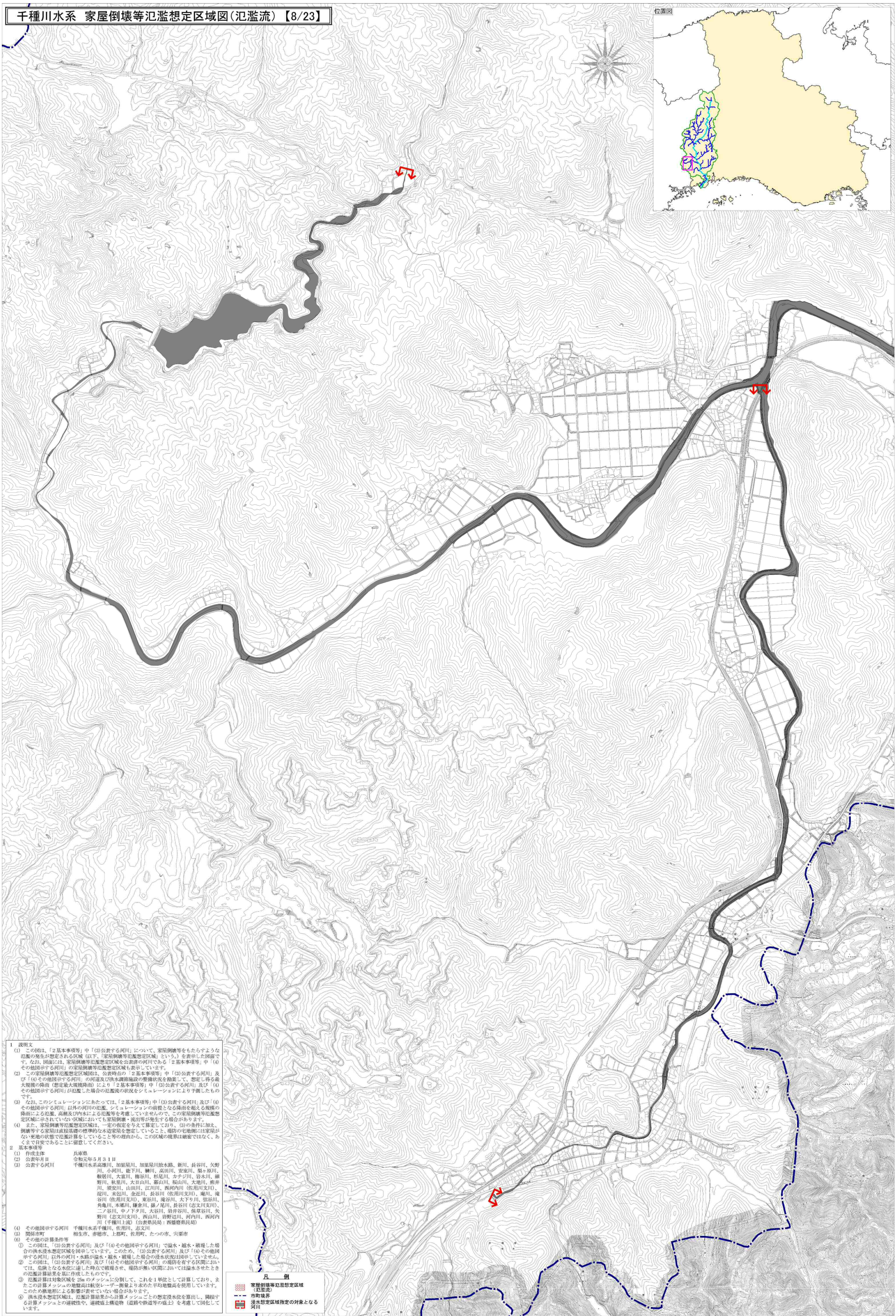
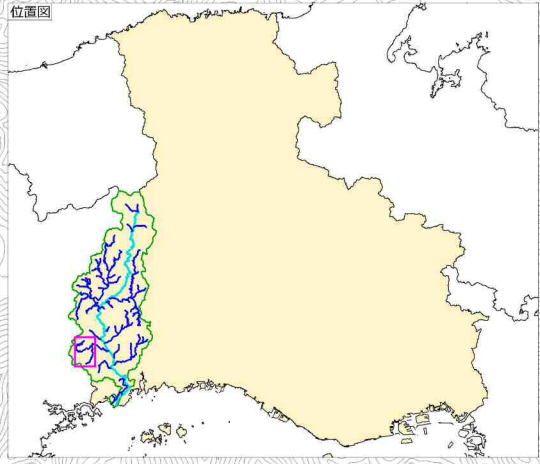
(9) 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続浸水構造物(道路や鉄道等の蓋)を考慮して図化しています。

凡 例

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

市町境界

洪水浸水想定区域指定の対象となる河川



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表済の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び治水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の精度を有して算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直拉基礎の標準的な構造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない・更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県
(2) 公表年月日 令和元年5月31日
(3) 公表する河川 千種川水系高瀬川、加賀川、加賀川敷木橋、新川、長谷川、矢野川、小川、能下川、柳川、高田川、安室川、蟹ヶ原川、鞍馬川、大富川、藤谷川、杉尾川、カチノ川、岩木川、細野川、秋里川、大目山川、藤山川、長山川、大地川、熊井川、須安川、山田川、江川、西河内川(佐用川支川)、淀川、未包川、釜山川、長谷川(佐用川支川)、尾川、滝谷川(佐用川支川)、東谷川、滝谷川、大下り川、笠谷川、角龍川、本郷川、鎌倉川、藤ノ尾川、長谷川(志文川支川)、二谷川、中下川、志文川、菅谷川、保登谷川、赤野川(志文川支川)、西山川、岩野川、河内川、西河内川(千種川上流)(公表済民局:西尾郡民局)

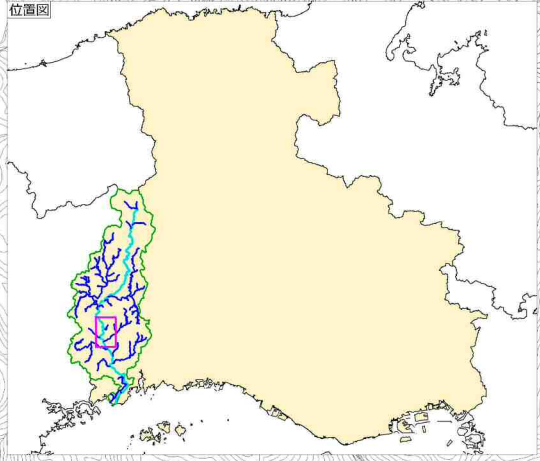
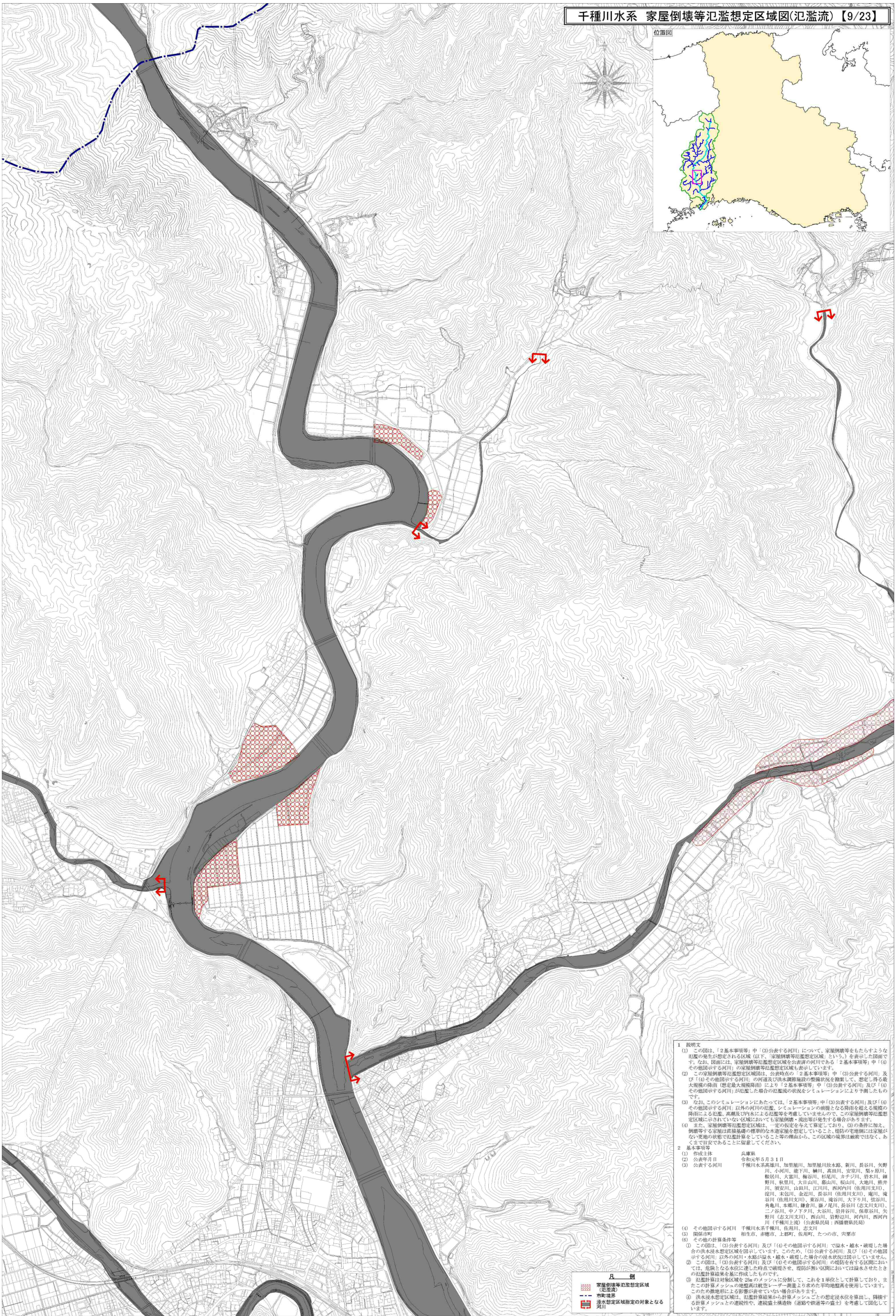
(4) その他図示する河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川
(5) 関係市町 相生市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、赤穂市
(6) その他の計算条件等
① この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で溢水・越水・破壊した場合の洪水氾濫想定区域を算定しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破壊した場合の洪水氾濫は図示していません。
② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。
③ 氾濫計算は対象区域を5mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザー測量より求めた平均地形高を使用しています。このため地形による影響が表れていない場合があります。
④ 洪水氾濫想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定水位を抽出し、隣接する計算メッシュとの連続性を、連続地上構築物(道路や鉄道等の橋上)を考慮して図示しています。

凡 例

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

市界

洪水氾濫想定区域指定の対象となる河川



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は許容基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県
 (2) 公表年月日 令和元年5月31日
 (3) 公表する河川 千種川水系千種川、加那地川、加那地川放水路、新川、長谷川、矢野川、小川、龍下川、柳川、高田川、安堂川、梨ヶ原川、豊原川、大富川、梅谷川、カチジ川、岩木川、熊井川、秋田川、大日山川、藤山川、榎山川、大地川、熊井川、栗原川、山田川、三川川、西河内川(佐用川支川)、窪川、未包川、金沢川、長谷川(佐用川支川)、庵川、滝谷川(佐用川支川)、東谷川、滝谷川、大下り川、笠谷川、角池川、本郷川、鎌倉川、鎌ノ尾川、長谷川(志文川支川)、二ノ川、中ノ川、三ノ川、大谷川、長谷川(志文川支川)、野川(志文川支川)、西山川、岩野辺川、河内川、西河内川(千種川上流)(公表県民局：西播磨県民局)

(4) その他図示する河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川
 (5) 閉塞箇所 相生市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、宍粟市
 (6) その他の計算条件等
 この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で漏水・越水・破堤した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が漏水・越水・破堤した場合の浸水想定区域は図示していません。

② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区間においては溢水させるときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を20mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザー測量より求めた平均地形高を使用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。

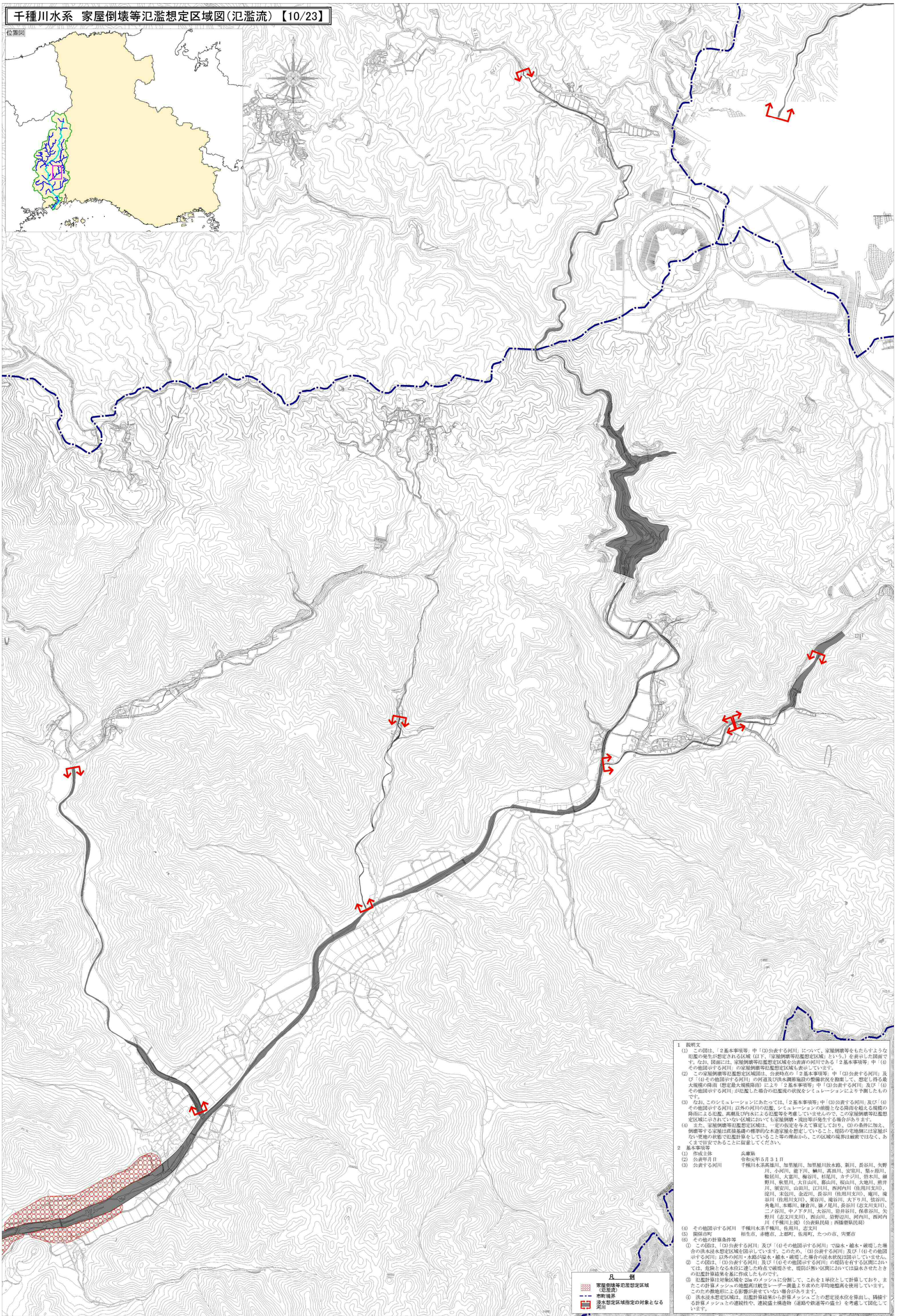
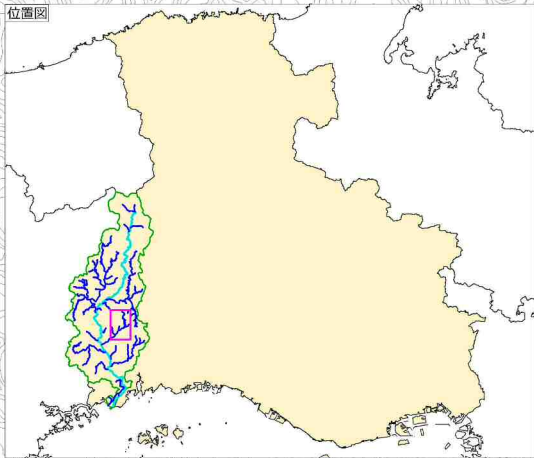
④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定水位を考慮し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続土構造物(道路や鉄道等の壁)を考慮して図示しています。

凡 例

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

市界

浸水想定区域指定の対象となる河川



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前掲となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定をふりて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直線基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がなくまで安定であること等に留意してください。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 公表年月日 令和元年5月31日

(3) 公表する河川 千種川水系千種川、加賀屋川、加賀屋川取水路、新川、長谷川、矢野川、小河川、能下川、駒川、高田川、安室川、泉ヶ原川、敷居川、大富川、梅谷川、杉尾川、カチジ川、岩木川、細野川、秋野川、大日山川、郡山川、榎山川、大塚川、細井川、新安川、山田川、石川川、西河内川(佐用川支川)、淀川、未包川、金畑川、長谷川(佐用川支川)、庵川、池谷川(佐用川支川)、東谷川、庵谷川、大下り川、笠谷川、舟尾川、本郷川、鎌倉川、鎌ノ尾川、長谷川(志文川支川)、二ノ谷川、中ノ下川、大谷川、岩井谷川、長谷川(志文川支川)、西山川、岩野辺川、河内川、西河内川(千種川上流)(公表県民局：西播磨県民局)

(4) その他図示する河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川

(5) 指定市町 相生市、津和野市、上郡町、佐用町、たつの市、赤松市

(6) その他の計算条件等

(7) この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で漏水・越水・破堤した場合の洪水浸水想定区域図を示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水越が漏水・越水・破堤した場合の洪水浸水想定区域は示していません。

(8) この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区域においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区域においては溢水させるときに氾濫計算結果を基に作成したものです。

(9) 氾濫計算は対象区域を50mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザー測量より求めた平均地形高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。

(10) 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続壁・構造物(道路や鉄道等の壁)を考慮して図化しています。

凡例

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

市町境界

洪水浸水想定区域指定の対象となる河川